米国における資本形成の変遷: 公開市場と私募市場

若 園 智 明

要旨

米国を観察すると、上場会社数の減少や株式の新規上場(IPO)の低迷などが問題視されており、一見すると資本市場の機能が減衰しているかのようにみえる。その一方で、金融危機後の米国経済を牽引したGoogle(Alphabet)やAmazon等の巨大資本を有するビッグ・テック(GAFA)の他に、Unicornと呼ばれる多数の新興企業も米国内で産み出されている。

Unicorn とは、未上場にもかかわらず時価総額が10億ドルを超える新興企業を指す造語であるが、2019年には自動車配車を本業とする Uber Technologies を筆頭に、複数の Unicorn が IPO に臨むことも予想されている。なぜ米国は、Google 等の GAFA に加えて多数の Unicorn を産み出すことができるのであろうか。

シリコンバレーを中心として,技術開発や専門人材の圧倒的な集積が背景にあるのは間違いが無いが,成長力のある新興企業の発展段階に適した資本を提供可能とする市場システムが存在することは無視できない。本稿は、米国の資本形成の現状と変遷を観察するが、公開市場(国法証券取引所)の分析とともに私募市場の近年の発展について、特に連邦法や規制・規則を中核に置いた分析を加える。

ただし、金融危機以降に各国中央銀行が実施した量的緩和政策等により投資資金の余剰状態が続いていることが資本市場にも多大な影響を与えていることを最初に留め置く。

目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 公開市場の全体像
 - 1. 上場会社の変遷
 - 2. 株式の新規上場 (IPO) と法規制

- Ⅲ. 規制の見直しと私募市場
 - 1. 連邦法や規制の見直しと拡大する私募市場
 - 2. 私募発行の現状
- Ⅳ. まとめにかえて

I. はじめに

米国経済をみると、Google (Alphabet)、 Amazon, Facebook (Instagram) や Apple な どのビッグ・テックが金融危機後の経済成長を 牽引するとともに、ライドシェアの Uber Technologies や Lift, 民泊仲介の Airbnb を代 表例とする新興企業が勃興していることを特徴 として挙げることができる。これら技術系新興 企業の多くは、デジタル・プラットフォームの 形成をビジネスの中核とする Platformer とも 呼ばれており、Uber Tech 等の活動は新たな 経済モデル (Gig Economy あるいは Sharing Economy) として学術研究の対象にもなって いる。また Uber Tech などの Platformer が多 く属する「Unicorn(時価総額10億ドル以上の 未上場会社)」は最近の造語であるが、米国で は2019年にUnicornに該当する複数の会社が 株式の新規上場(IPO)に臨むことも注目され $3^{1)}$

一方で米国の資本市場に目を向けると、公開市場(国法証券取引所)における上場会社数の減少と IPO の低迷が問題視されてきた²⁾。また、赤字企業の IPO が多いことも注視されている(2018年の IPO の76%が赤字上場、対して東証は約2%)。さらに次章でみるように、創業から IPO までの期間が長期化する傾向もみられる。上記の Unicorn は創業から比較的早期に巨額の時価総額を達成しているが、本来であればもっと早いステージで株式を公開することが可能であったにもかかわらず未上場会社に留まっている。このように、米国では先端技術を駆使する新興企業の登場や新たな経済モデルが観察されるのに対して、資本市場を代表す

る公開市場の機能はむしろ低下しているように もみえる。米国における資本形成を今一度捉え 直す必要があろう。

先端技術を擁する新興企業の登場はわが国でも渇望されているが、なぜ米国は多くのUnicornを産みだすことができるのであろうか。シリコンバレーを中心に技術開発や専門人材の圧倒的な集積が背景にあるのは間違いが無いが、新興企業の発展段階に適した資本を提供するシステムの充実にも要因を求めることは可能であろう。このシステムが果たす多くの機能は私募市場に求めることができる。今日の米国の資本形成を考える上で、私募市場の分析は必須と言えよう。

本稿は上記の問題意識を持ちながら、米国の資本形成(証券発行市場)の変遷を観察する。第2章で公開市場の現状を踏まえて、第3章では私募市場ならびに同市場への規制アプローチに注目する。本稿で分析するように、米国の私募市場にかかる規制の緩和や整備は同市場の成長を促し、同時に公開市場の役割をも変化させているようにみえる。また2019年6月にSECが公表したConcept Release on Harmonization of Securities Offering Exemptions は、登録除外要件の簡素化や自衛力認定投資家(Accredited Investors)の定義(第3章参照)の見直しが含まれている。政策として、米国の私募市場のさらなる発展が企画されていると言えよう。

ただし、金融危機以降の各国中央銀行の量的 緩和政策により投資資金の余剰状態が続いてい ることが、米国の公開市場のみならず私募市場 にも多大な影響を与えていることは最初に留め 置く必要がある。

Ⅱ. 公開市場の全体像

本章では、米国の公開市場(国法証券取引 所)の現状を観察する。上場会社数や IPO の 推移とともに、ベンチャー・キャピタル (VC) 等から資本提供を受けた新興企業の Exit 戦略 についても観察する。さらに、主要な連邦法が 公開市場にもたらした影響を検討する。

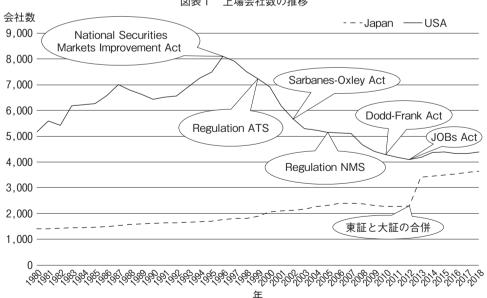
1. 上場会社の変遷

米国の上場会社数の推移を図表1でまとめ た。米国の上場会社数は1996年末の8.090社を ピークに減少に転じ、2018年末では4.397社と なっている。増加傾向にある日本(東証)の上 場会社数とは対象的である。さらに国内会社の みに絞ると、2017年末時点での米国の上場会社 数は3.618社であり³⁾、わが国の上場会社数と ほぼ同数になる。しかしながら主要取引所の時 価総額(図表2)で比較すると、2008年の金融

危機時に大きな毀損があったものの、米国の2 大国法証券取引所の時価総額は顕著に増加して いることがわかる⁴⁾。

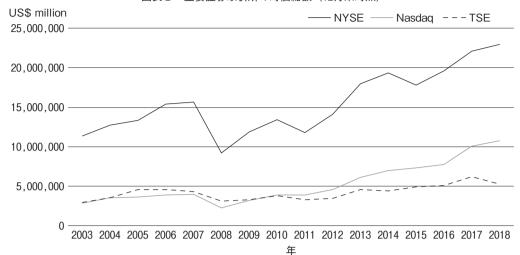
上場会社数の減少は①IPOの減少と②上場 廃止の増加に要因分解できる。IPO については 次項で扱うが、後者に関して1997年から2012年 にかけて上場会社を分析した Doidge et al. [2017] によれば、この期間の上場廃止理由の 59.5% が合併 (Merger) であり、この数値は 以前と比べて増加傾向にある⁵⁾。上場会社間の 合併が上場会社数を減少させると同時に個社の 時価総額を増加させている要因の1つであると 言えよう (例えば Fontenay [2017])。

この時価総額の増加は株主の機関化が進んで いることとも整合的である。Blume and Keim [2008] によれば、1945年時点で株式の95%は 家計が保有していたが、1980年には家計と機関 投資家の持株比率が並び(40%), 2006年では 機関投資家の持株比率が70%にまで増加してい る⁶⁾。Rosset and Smith「2014」の推計でも同



図表 1 上場会社数の推移

(出所) World Federation of Exchanges.



図表 2 主要証券取引所の時価総額(12月末時点)

〔出所〕 World Federation of Exchanges.

様であり、機関投資家の持株比率は1981年で32%、2006年は57%、2008年には80%まで増加している⁷⁾。また Kahle and Stulz [2017] では、普通株式の10%以上を保有する機関投資家が株主にいる上場会社の比率は1980年に11.9%であったものが、1995年に19.5%、2015年では32%まで増えていることが報告されている。

近年の米国の公開市場は、上場会社数は減少しつつも、株主の機関化と相関して個社は平均的に大規模化(時価総額の増大)する傾向にあることを指摘できる。つまり、上場基準に変更はないが、従来よりも選別された市場へと変貌しているのではないか。このような傾向を法規制に照らし合わせて考えてみよう。

図表1には1996年以降に施行された主要な法規制を添付している⁸⁾。これら法規制は以下のように3つに分類することができる。

第1が資本調達の多様化を目的とした法規制である。National Securities Markets Improvement Act (NSMIA, 1996年)と Jumpstart Our Business Startup Act (JOBS Act, 2012

年)には、私募(Private Placement)市場の 育成が含まれている(次章参照)。また本章で 後述するように、JOBS Act は新興企業のIPO 時にかかる規制を緩和している。

第2が規制の強化を目的とした法規制であり、エンロン社やワールドコム社等の企業不祥事に対応した Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act (SOX Act, 2002年) と金融危機を踏まえた Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (DF Act, 2010年) が該当する⁹⁾。

第3が取引技術の発達と取引の機関化(大口化)へ対応した、流通市場の整備を目的とする 法規制である。Regulation ATS(1998年)お よび Regulation NMS(2005年)は、ATS等 を含めた代替取引システムの整備と市場間競 争・市場分断へ対応すべく導入された¹⁰⁾。

米国の資本形成の変遷を考えるに、これら法 規制がもたらす効果を無視することはできな い。特に次のIPOに関しては、法規制がもた らす影響が複数の先行研究の分析対象となって いる。

2. 株式の新規上場 (IPO) と法規制

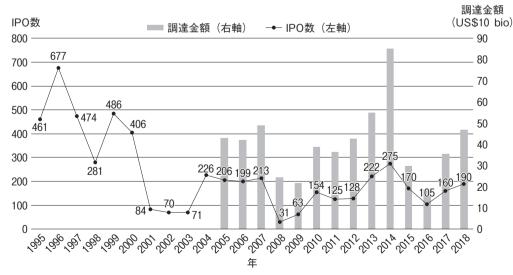
図表3から明らかなように、上場会社数(図表1)と同様に米国のIPO数も1996年の677件から減少に転じている。金融危機を経て、米国の市況は2009年の初旬から上昇傾向が続いたが、IPO数およびIPO時の資金調達額は比較的低位での推移に留まっている。

さらに時価総額別でのIPOの推移をみると (図表4),2000年のドットコム・バブルの崩壊 以降,特に Small Cap (時価総額20億ドル未満) の比率が減少傾向にあることがわかる。この傾向はさらに小規模のIPOでより明確となる。 2011年に公表されたIPO Task Forceの提言書は¹¹⁾,時価総額が5,000万ドル未満のIPOの比率が大きく減少していることを報告している¹²⁾。つまり近年の米国IPOの低迷は,小規模な会社のIPOの減少に主因を求めることができる。では、何がこのようなIPOの低迷を

もたらしているのであろうか。

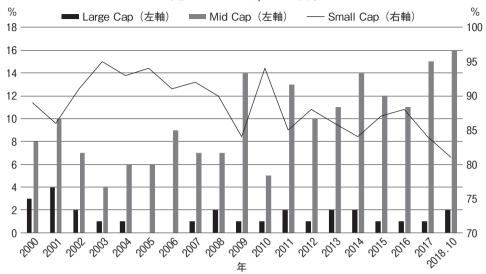
2012年4月に成立した JOBS Act は、Title 1 で低迷する IPO への対処をはかっている。同法は年間総収入(Total Annual Gross Revenues)が10億ドル未満の成長力のある新興企業 を Emerging Growth Company(EGC)と定義し、この EGC が普通株式を公開した場合に最長5年間はコンプライアンスを含む複数の証券規制の適用を猶予した¹³⁾。

この Title 1 の内容は、前掲の IPO Task Force が掲げる提言を取り入れており¹⁴⁾、同調査が JOBS Act に強い影響を与えたことがわかる。 IPO Task Force は、低迷する IPO の原因を探求する目的で組織されており、特に小規模の IPO が減少傾向にある理由として① IPO および上場維持に関するコスト負担の増加と、② VC 等から資本を受け入れた未公開会社の Exit 戦略の変化(IPO から M&A へ)を挙げた。これらについて、以下で先行研究の結果を引用して検討してみよう。



図表3 IPO 数と調達金額

(注) 調達金額のデータは2005年より。2014年はアリババ集団の25億ドルを含む。 [出所] SIFMA 等の資料より作成。



図表 4 Small Cap IPO の比率

(注) Large Cap は100億ドル以上、Mid Cap は20億ドル以上100億ドル未満、Small Cap は20億ドル未満。2018年は10月末時点まで。

〔出所〕 SIFMA Outlook 2019。

第1に、IPO・上場維持コストに関して。指摘されるコストは新たに導入された規制がもたらす。例えば Iliev [2010] を初めとする複数の先行研究は、特に SOX Act の Sec.404(b) (内部統制の評価および報告)が IPO・上場維持コストを増加させたと指摘する¹⁵⁾。 JOBS Act の Title 1 は EGC を対象とした SOX Act の Sec.404(b)等の適用を緩和し規制コストの低減をはかっているが、これは当時の連邦議会が規制コストの増加が IPO を低迷させていると認識し問題視していたことに基づく (Dambra et al. [2015])。

その一方でCoffee [2012] によれば、SOX Act が設立した PCAOB の要求が上場会社のコストを増加させている要因になっていると認めるものの¹⁶⁾、2007年の監査基準の緩和等によって上場会社が負担するコストは軽減されている。図表3をみても IPO の減少は SOX Act 以前から確認され、必ずしも上場会社が直接負担

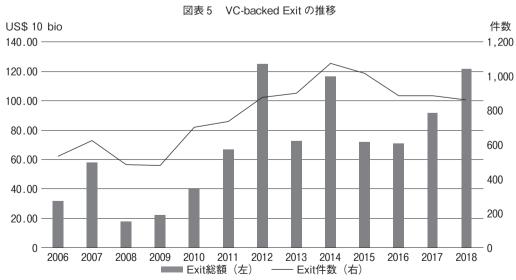
する規制コストの増加のみで IPO の減少は説明できない (例えば Doidge et al. [2013] や Gao et al. [2013] 等)。ただし、上記の2007年の緩和策を検証した Ritter [2013] は、このコスト軽減策に IPO を増やす効果があったとは認めていない。

図表3をみると、JOBS Act後の2013年と2014年にはIPO数が増えている。しかしながら、より長期で同法のTitle 1の影響を実証分析したChaplinsky et al. [2017] は、JOBS ActがEGCのIPO数を増加させたとの仮説を否定している。ただしChaplinsky et al. [2017]の分析では、JOBS Act後でも直接コスト(コンプライアンス・コストや引受費用等)は減少しておらず、むしろ法定開示の要求が緩和されたことにより情報の非対称性が生まれた結果、間接コスト(ビッドアスク・スプレッドの拡大、株価のボラティリティ)は増加していると指摘する。これら学術的な先行研究からは、規

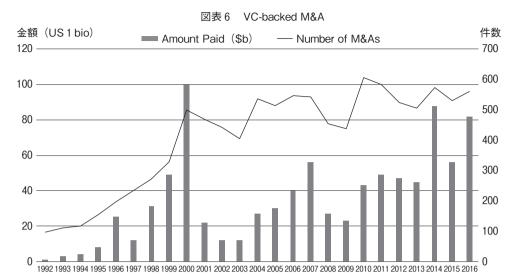
制コストが増加していることは確認されるが、 上場時にかかる直接的な規制コストのみで小規 模 IPO の減少を説明することは困難であろう。

第2にExit 戦略の推移について。Rosset and Smith [2014] によれば、VCの資金を受 けた新興企業の Exit は2000年以降に IPO 型が 減少する一方で、Acquisition による Exit の数 が増加傾向にあることを報告している¹⁷⁾。この ようなIPO型Exit数の減少は図表3でみた IPO 数全体の減少とも整合的である。また Bova et al. [2014] は, SOX Act 等の導入に よる規制コストの増加が非上場会社(同法に未 対応)の Exit 戦略を変化させたことを指摘し ている。これは、上場会社にかかる規制の追加 が非上場会社の Exit 戦略を従来の IPO 型から 上場会社 (SOX Actへの対応済み) による買 収型へと変化させるインセンティブとなったこ とを意味する。これを規制の間接コストと呼ぶ のであれば、直接的なコスト負担と複合するこ とで IPO を減少させた可能性がある。この考 えを補完するために、National Venture Capital Association 等の調査を用いて¹⁸⁾, 金融 危機(2008年)以降の VC の資金を受けた新興 企業の Exit を確認してみよう。

VC から資本提供を受けた会社の Exit の推 移を図表5で示した。また図表6はVCから資 本提供を受けた会社の M&A の推移である。 これら2つの図表からはExitとM&Aが共に 増加傾向にあることが読み取れる。危機後の Exit の件数と総額は高い水準にあり、特に Exit の平均額が増加傾向にある点も踏まえて. 買収型 Exit を選択する傾向が強まっていると 言える。さらに図表7ではタイプ別にExitを 記した。① Exit の件数では Acquisition 型が最 多(上記参照)であるものの、近年は Buyout 型も増加している。一方で、② Exit の総額で 見ると、タイプ別でIPO型が最も大きく、特 に IPO の平均額が増えている点は特徴的であ る¹⁹⁾。近年の Exit 戦略としては、時価総額の 大きな会社はIPOを選択し、比較的時価総額 の小さな会社は M&A を Exit として選択する 傾向にあると言えよう200。



(出所) Venture Monitor Q4 2018.



(出所) Ernst&Young, Looking behind the declining num ber of public com panies, May 2017.

図表7 タイプ別の Exit

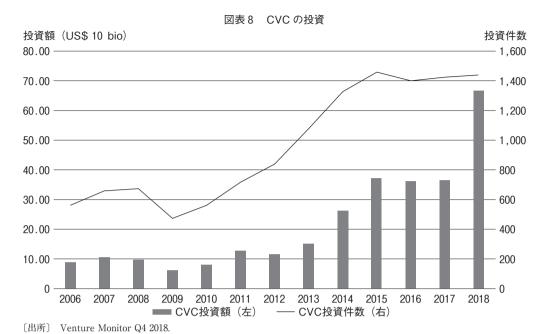
		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
1	. Exit 件数													
	Acquisition	427	479	434	428	598	627	722	721	809	811	736	662	604
	IPO	60	90	12	11	41	44	62	87	125	79	43	58	85
	Buyout	46	54	41	41	65	67	91	92	144	130	109	165	175
2	. Exit 金額	(US\$10	bio)											
	Acquisition	20.29	30.33	15.06	13.78	24.50	27.98	32.84	26.32	68.33	38.89	55.55	38.29	54.37
	IPO	10.47	24.51	2.25	7.84	12.26	37.78	91.25	43.80	43.48	28.94	12.70	49.67	63.57
	Buyout	1.13	3.13	0.69	0.64	2.98	1.29	1.29	2.63	4.98	4.36	2.72	4.00	4.07

〔出所〕 Venture Monitor Q4 2018.

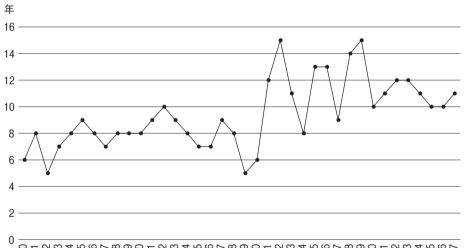
VCファンドにとってM&AによるExitはIPOと並ぶ重要な手法であるが、このような傾向の背景には、上記の規制の間接コストの他に、私募市場の透明性と流動性の向上も指摘されている(Rosset and Smith [2014])。私募市場については次章で扱う。

さらに National Venture Capital Association の調査は近年の新興企業への投資に関して、① VC によるレイト・ステージへの投資が増えていること、および② Corporate VC (CVC) による投資が顕著に増加していることを特徴として挙げている(図表 8)。これらは共に、新興

企業への投資額が総体的に大きくなっていることを意味する。CVCの投資目的は事業シナジーの獲得が基本であり、投資リターンの獲得を第1とするVCとは異なる。さらにCVCの平均投資額はVCよりも大きく²¹⁾、特にITやFintech等の技術系の新興企業の資金調達に貢献している。これらも新興企業の資金調達に貢献している。これらも新興企業のExit戦略に影響を与えている要因として挙げられよう。創業からIPOまでの期間(図表9)をみても、ドットコム・バブルの崩壊や金融危機による市場の混乱を踏まえながらも、平均期間が長期化する傾向にあることがわかる。Fontenay[2017]







(注) ADR, クローズドエンドファンド, REIT, 銀行株等を除く。

[出所] J.Ritter, University of Florida. WSJ 紙「Magical Thinking About Unicorn IPOs」2019年3月27日。

は、上場後にかかる証券諸法(特に情報開示の 要求は増加している)の負担をさけるため、上 場を送らせる傾向があることを指摘している が、レイト・ステージでの資本調達が以前より も容易となっていることも、未公開会社で留ま る理由として挙げられる。

このように SOX Act 等がもたらす規制の直接コストと間接コストの複合的な効果に加えて、私募市場での資金調達環境の改善が特に小規模の IPO を減少あるいは延期させてきたと

米国における資本形成の変遷:公開市場と私募市場

言える。このため米国の公開市場は、上場会社数は減少したものの、個社の平均的な時価総額は増加していることから、従来よりも選別された会社を扱う市場へ変貌しているようにみえる。言い換えるならば、私募市場の拡大が公開市場のステージを押し上げている。つまり米国における資本形成を分析するためには、公開市場と合わせて私募市場の現状をみる必要がある。

次章では私募市場を取り上げ、同市場を促進 させた規制的対応を中心に検討する。

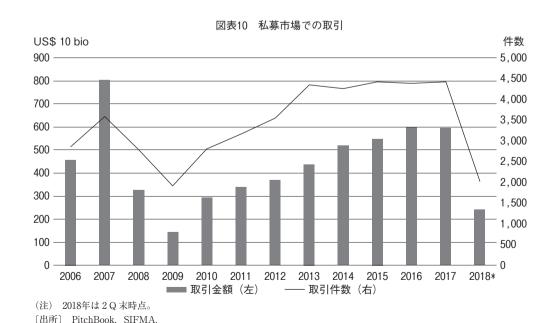
Ⅲ. 規制の見直しと私募市場

本章では、SECのデータを用いて私募市場の現状と特徴を把握するとともに、近年に進められた同市場に関する主な規制が与えた影響を考察する。

図表10は米国の私募市場の推移を示している。私募市場の発展は1930年代にまで遡ること

ができるが、金融危機以降を観察しても私募市 場は総体的に拡大傾向にあると言える。

私募市場を分析対象とする先行研究で補うと、例えばEwens and Farre-Mensa [2018] は、同市場にかかる規制を見直した結果、特にレイト・ステージの新興企業の資本調達が促進し、結果として非上場に留めていると分析する。同研究はNational Securities Markets Improvement Act (NSMIA)を分析の中核に置き、NSMIAが施行された1997年前後にVCから資本を調達した新興企業を比較した結果、施行後は株式公開に至る比率が減少していることを報告している。これらは前章とも整合的である。Fontenay [2017] でも、私募市場での私募証券の売付と取引に関する規制が緩和された効果が認められる。



10

1. 連邦法や規制の見直しと拡大する私 募市場

(1) NSMIA がもたらした変化

従来は、発行体が複数の州の投資家から資本を募集する場合に、それぞれの州法に従い州毎に登録や情報開示が求められたため規制の重複が負担となっていた。1996年に成立した連邦法である NSMIA は Sec.102(a) で1933年 Securities Act を修正し、証券募集に関する州規制の適用除外条件を33年法の Sec.18に定めた²²⁾。

証券募集時に州が要求する登録や適格性、お よび州による募集や勧誘・売付等の禁止や制限 は、①上場証券または上場予定証券、②登録さ れた(登録届出書の登録を含む)投資会社によ り発行される証券とともに、③適格購入者 (Qualified Purchasers) に対して募集または売 付がなされる証券、および④その他の規定によ り登録除外条件となる証券。のいずれかの条件 を満たす対象証券 (Covered Securities) に限 り適用除外とされた(対象証券の条件は当 時)²³⁾。適格購入者とは NSMIA の Sec. 209(b) が定義したプロ投資家であり、1940年 Investment Company Act の Sec. 2 (a) にその定義 が追加されている²⁴⁾。つまり、非上場会社が複 数の州で証券を募集する場合でも、対象が適格 購入者である限りにおいて、各州の州法 (Uniform Securities Act, ブルースカイ法) に よる重複した登録や情報開示の要求を避けるこ とが可能となった。Ewens and Farre-Mensa [2018] によれば、NSMIA 後にこの除外規定 に該当する取引は増加している。

さらに NSMIA の Sec. 209は上記40年法の Sec. 3 (c) を修正し,①社外証券 (Outstanding Security) の実質的な所有が100名以下であり, かつ当該証券の公募を行っていない、②当該証券が専ら適格購入者によって所有され、かつ当該証券の公募を行っていない、③当該証券の保有が適格購入者以外に実質的に100名以下である、の条件に該当するファンドを投資会社とみなさず²⁵⁾、SECへの登録義務を課さないこととした。NSMIAによってSECへ登録されないVCファンドやPEファンド等であっても、従来の上限(100名)を超える投資家から資金を調達することが可能となり、結果としてこれらファンドによるレイト・ステージへの投資額が増加したことが報告されている(Ewens and Farre-Mensa [2018])。

これら州法からの適用除外(規制の重複の回避)とファンドの登録条件の緩和は、NSMIAが私募市場における資本調達コストと投資コストを共に低減させたことを意味する。

(2) JOBS Act の施策

前章で述べたように、Jumpstart Our Business Startup Act (JOBS Act) の Title 1 は同 法で定義する成長力のある新興企業(EGC) の IPO にかかる規制コストの軽減をはかって いる。その一方で同法は Title 2 以降において、 私募市場に関する規制の緩和と新たな規制適用 の除外要件も定めている。JOBS Act の詳細な 検討は金融商品取引法研究会 [2012] や淵田 [2013] を参照願いたいが、同法には主に連邦 議会で問題視されていた低迷する IPO 市場へ の対応策とともに、当時の Barack Obama 政 権が掲げた小規模成長企業の資本調達の促進策 も含まれている²⁶⁾。同法の定めに従い SEC が 規制や規則を見直しており、上記の NSMIA と 同じく米国の私募市場にとって重要な連邦法と 言えよう。以下で、証券の私募に関して JOBS 米国における資本形成の変遷:公開市場と私募市場

Act が記す①既存の SEC 規制・規則の緩和 (Sec.201(a) および Sec.401) と,②新たな規制適用除外要件の設定 (Sec.302) の要点を整理する。

第1に JOBS Act の Sec.201(a) は、SEC の Regulation D (限定された募集) に含まれる Rule 506を修正し、証券の購入者が自衛力認定 投資家(Accredited Investors)に限定される 場合²⁷⁾、私募発行に適用される一般勧誘 (General Solicitation) や一般広告(General Advertising)の禁止を適用しないことを SEC に求めた²⁸⁾。 Regulation Dと Rule 504および 506については後述する。

また Rule 144A (機関投資家に対する私募証 券の転売) により売付される証券に関して も29) 発行体および発行体の代理人が適格機関 投資家(Qualified Institutional Buyer)と合理 的に信じる相手にのみ当該証券が売付される場 合は、適格機関投資家以外に対する募集におい ても一般勧誘や一般広告を可能とした。つま り、募集と売付での段階的な規制対応の導入で ある。金融商品取引法研究会 [2012] によれ ば、勧誘段階での属性による制約をなくすこと でインターネット等のメディアを活用すること が可能となり、新興企業による資本調達の促進 が期待される³⁰⁾。さらに Sec. 401は、Regulation A (少額免除取引) を拡充し、従来の500 万ドルを5,000万ドルに引き上げることを SEC に求めている。

SEC は JOBS Act の Sec. 201(a) に対応して、2013年7月の最終規則で Rule 144Aを修正するとともに Regulation D に Rule 506(c)を追加した。さらに Sec. 401に対応して、2015年3月の最終規則により Regulation A を拡充している(いわゆる Regulation A+)。

第2にクラウドファンディング取引に関し て、JOBS Act は既存の規定による禁止行為等 にかかる新たな適用除外要件を整備している。 Sec.302(a) は、1933年 Securities Act の Sec. 5 (州際通商および郵便に関する禁止) の新たな 適用除外条件として同Sec. 4(6) に条件を追 加した³¹⁾。続くSec.302(b)ではSecurities Act に Sec. 4 A を新設し、①取引仲介者に対 する要求(負うべき義務)。②発行体に対する 要求 (負うべき義務). ③重要な情報の不実開 示 (Misstatements and Omissions), ④州に対 する情報提供、⑤売付制限、等の法整備を行っ た。さらに、Sec.303では上記条件に該当する クラウドファンディングの投資家を株式保有の 上限規制から除外し、Sec.304ではファンディ ング・ポータルを定義するとともにブロー カー・ディーラーとしての登録免除を記してい る32)。

SEC は2015年10月の最終規則で新たな規制として Regulation Crowdfunding を設置した。 法制上の裏付けを得たことで、新興企業は新たな資金調達方法である株式投資型クラウドファンディング制度を容易に利用することが可能となっている。

このように、NSMIA と JOBS Act の2つの 連邦法は、国内の私募市場における証券発行や 流通の規制を緩和するとともに、新たな資金調 達制度を可能とする規制を整備した。次に SEC のデータを用いて、金融危機以降の私募 市場に関して証券の発行を中心に観察してみよ う。

2. 私募発行の現状

From D などで SEC に提出されたデータを 用いて私募市場の現状をみてみよう³³⁾。先にタ イプ別の募集件数を図表11で示した。件数では Regulation Dを活用した募集が圧倒的に多い ことがわかる。また、危機後の公募による株式 発行が比較的安定に推移しているのに対して、 Regulation Dによる私募証券の発行は明らか に増加傾向にある。この他 Rule 144A での募 集の大半は債務証券であるが、その増減は公募 の負債証券と同様に安定的である。金額は図表 12で示しているが、SEC に登録した株式によ る調達は減少傾向であるのに対して Regulation Dによる調達は募集件数と同様に増加してお り、特に2017年の調達額は1兆8,000億ドルを 超えた。

これら2つの図表からは、Regulation DやRule 144Aを活用する私募市場は、米国の資本形成にとって中核であるようにみえる。さらにRegulation Dの内訳を図表13でみてみよう。

Regulation Dを用いた調達件数の60%超は株式が占めている。Bauguess et al. [2018] によれば、同規制による調達のほとんどはRule 506に基づき、その中でもRule 506(b) が大半

を占めている。ただし金額ベースでみると、Bauguess et al. [22018] によれば2017年のRegulation Dによる調達金額の大半はPooled Investment Vehicles (VCファンド、PEファンド、ベンチャーキャピタルファンド等、約1兆6,700億ドル)であり、非金融の発行体による調達は1,050億ドルに留まっている(非金融の中央値は100万ドル以下)。(ただし、2017年のファンドによる資金調達は他の年よりも極端に多かったとの指摘もある。)

Regulation Dとは、証券の募集時に1933年 Securities ActのSec. 5 (注31を参照)で要求 される登録に関して、同法のSec. 4 (a) (2) (適用除外取引、発行体による公募を含まない 取引)のセーフハーバーとしてSECが1982年 3月に導入した規制である。現在では当該規制 内のRule 504およびRule 506で登録が除外さ れる要件を定めている(共に転売には制約がある)。

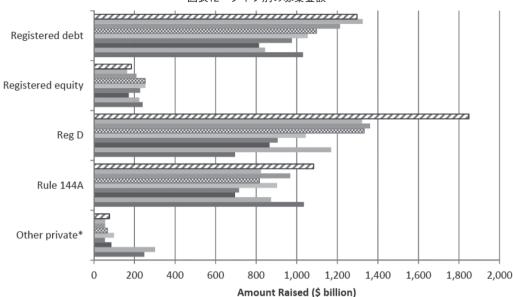
この内、Rule 504は過去12ヶ月間で500万ドルを超えない募集・売付(比較的少額の募集・

	Public C	Offerings	Private Offerings						
	Equity	Debt	Reg. D	Rule144A	Others				
2009	942	1,445	18,295	1,661	942				
2010	1,072	1,930	25,993	1,958	930				
2011	863	1,465	27,336	1,388	960				
2012	954	1,473	28,184	1,558	531				
2013	1,250	1,510	30,429	1,896	841				
2014	1,176	1,576	33,429	1,813	674				
2015	985	1,565	34,877	1,761	287				
2016	821	1,636	35,793	1,500	450				
2017	976	1,846	37,785	2,099	1,217				

図表11 タイプ別の募集件数

(注) Others には、Reg. S,RegA+, Reg. CF,Sec.4(a)(2) を含む。

〔出所〕 B auguess et.al. [2018].



図表12 タイプ別の募集金額

2017 ■ 2016 ■ 2015 ■ 2014 ■ 2013 ■ 2012 ■ 2011 ■ 2010 ■ 2009

〔出所〕 Bauguess et. al. [2018].

図表13 Regulation D の内訳 (2009-2017)

	件数	%
Equity	117,672	65.5
Pooled Investment Fund Interests	47,540	26.4
Option, Warrant etc. to acquire another security	20,332	11.3
Debt	23,307	13.0
Others	13,850	7.7

(注) Reg. D による調達のほとんどは Rule506による。(金額で99.92%, 件数で97.2%)

〔出所〕 Bauguess et. al. [2018].

売付)に限定されるが投資家に制限は無く発行が可能である³⁴⁾。ただし、一般勧誘や一般広告を行うためには各州の規制の遵守が求められる。対してRule 506は募集や売付の金額に制限は無い。ただし、同規則には投資家の属性により一般勧誘と一般広告の扱いが異なる2つの項目があり、①506(b) は自衛力認定投資家以外であっても、金融知識を有する洗練された投資家(35名が上限)に対しても募集や売付が可能であるが、一般勧誘と一般広告は禁止され

る。一方で②506(c) は、投資家は自衛力認定 投資家に限定されるものの、一般勧誘と一般広 告は許可される。後者の Rule 506(c) は前述 の JOBS Act の要請に基づいて導入された規則 である³⁵⁾。

Fontenay [2017] は、Regulation Dの導入 以降に機関投資家の数およびタイプが拡大し、 それに伴い直接投資から投資顧問等を経由した 投資へと投資行動が変動したことを報告してい る。本章では2つの連邦法に記された私募市場 の促進策をまとめたが、NSMIA が施行された 1997年以降に Regulation D による証券募集は 増加している(GAO [2012])³⁶⁾。また Ewens and Farre-Mensa [2018] やIvanov and Bauguess [2013] によれば、NSMIA により Rule 506は非上場会社の資本調達を促進するととも に、VCファンドや PEファンド等にとっても 最も頻繁に利用する資本調達方法となった。 NSMIA は資本提供のルートにかかるコストの 低減をもたらしたが、現在の投資資金の余剰もあり、同法が私募市場に与えた影響は大きいと言える。

その一方で、JOBS Act により SEC が新設した Rule 506(c) による調達は Regulation D全体の4%程度に過ぎない(Bauguess et al. [2018])。また2016年5月から稼働した Regulation Crowdfundingは、同規制を用いた募集された証券に一般家計も投資が可能であるが 37 、調達額には上限(現在は過去12 ヶ月間で107万ドル)が設定されていることもあり利用は比較的少額に留まっている(齋藤・吉川[2017]) 38 。

Ⅳ. まとめにかえて

本稿は、米国の資本形成の変遷を観察した。 上場会社にかかる規制コスト(直接的・間接的)の増加とともに、私募市場にかかる規制の 緩和ならびに規制整備が資本形成に変化をもたらしている。特に私募市場で、成長力のある新興企業の資本調達とともに、ファンドの調達が活性化していることは興味深い。新興企業の成長を考える上で、私募市場における直接的な資本調達とファンドを経由した資本調達のどちらが効果的であるのかは更なる研究テーマとなる が、発展した私募市場が Unicorn を育成する 土壌となっていることは間違いがないだろう。

Unites States Census Bureau (国勢調査局)によると、2012年の調査時点で米国内の会社数は27,626,360社にのぼる。新たな技術開発を担う新興企業の登場と成長を促すために、私募市場の整備は有効な政策となろう。一方で公開市場でも成長力のある新興企業の取り込み策がみられる。例えばニューヨーク証券取引所はダイレクト・リスティングを解禁した(NASDAQは従来から可能)。また、長期株主を議決権で優遇する Long Term Stock Exchange が新たな国法証券取引所として SEC に認可されている(2019年5月11日)。これら国法証券取引所の取組は、私募市場を含めた資本市場間競争への準備に他ならない。

2018年5月に成立したEconomic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act に私募市場での登録除外要件の緩和が含まれている他(注25),2019年6月のSECのコンセプト・リリースは、第3章で扱った複雑な規制の簡素化とともに私募市場での投資家層の拡大も意図に含まれている。さらには近年注目されているDigital Tokenを用いた資本調達の方法(ICO,STO,IEO)の活用も加味すれば、米国の資本形成にはさらなる変遷も期待される。

注

- 本稿執筆時点で、2019年3月にLyft (2012年6月設立)がNASDAQに上場した後、4月にPinterest (2010年3月設立)、5月にはUber Tech (2009年3月設立)がそれぞれニューヨーク証券取引所に株式を公開している。この他にもWe Company (2010年2月設立)やAirbnb (2008年8月設立)、Postmate (2011年5月設立)などが株式公開を計画していると報道されている。
- 2) 例えば、金融危機の前年に当時のジョージ・W・ブッシュ政権時にヘンリー・ボールソン財務長官の要請に基づいて表された「The Competitive Position of the U.S.

Public Equity Market (2007年12月)」など。2008年当時でも、グローバル IPO に占める米国取引所の比率が、件数で1996年の44.5%から2008年に5.8%、金額で1996年の58.8%から2008年は1.9%まで落ち込んでいた(若園「2015」第1章)。

- 3) Bloomberg 社「Where Have All the Public Companies Gone?」(2018年4月9日)。
- 4) 時価総額の対 GDP比(世界銀行データ)でみてもこの傾向は同様である。1996年が104.7%であったのに対して2016年は146.9%まで増加している。
- 5) Doidge et al. [2017] は1975年から2012年までを対象 として各年の上場廃止数ならびにその理由を調査してい る。同調査によると、1975年から1996年の間の上場廃止 理由における合併の比率は53.4%であった。
- ただし、Blume and Keim [2008] の推計には非上場 会社も含まれている。
- 7) 推計の対象は国内の上場会社のみ。13(f) データから 推計。金融危機の直後は60%にまで低下している。
- 8) この以前では、市場の競争促進を通じて米国経済の活性化をはかるべく、1975年の証券諸法改正法(Securities Acts Amendments)で1934年証券取引所法(Securities Exchange Act)を改正している。この75年法を起点として整備されたのが現在の National Market System である
- 9) Dodd-Frank Act は若園 [2015] を参照願いたい。
- 10) Regulation NMS は若園 [2018] を参照願いたい。
- 11) IPO Task Force 「Rebuilding the IPO On-Ramp: Putting Emerging Companies and the Job Market Back on the Road to Growth」(2011年10月20日公開)。IPO Task Force は2011年3月22日に米財務省において開催された Access to Capital Conference の参加メンバーを中心に、Kate Mitchell (Managing Director of Scale Venture Partners)を議長として発足した。当該提言書は財務省に提出され、翌年のJOBS Act にも強い影響を与えている。(WSJ「Kate Mitchell: How Silicon Valley Won in Washington」2012年4月6日。
- 12) 小規模 IPO (時価総額5,000万ドル以下) に占める比率は1994年をピークに、特に1998年の Reg. ATS 前後で、60~70%から20%前後に減少している。同報告書は経営者を対象としたアンケート調査を実施しているが、経営者の規制コストへの懸念が高まっていることも報告されている。
- 13) 2012年の JOBS Act に関しては金融商品取引法研究会 [2012] が詳しい。また淵田 [2013] によれば、JOBS Act 制定後の1年間を調査した結果、実施された IPO の 85%が EGC によるものであり、その90%以上において JOBS Act が導入した EGC に対する規制緩和策が活用されている。また、同法の Sec.106 (登録届出書を非公開で SEC にファイリング) は約85%のケースで利用され、Sec.102(a) や Sec.103の利用も活発であった。
- 14) IPO Task Force は、① EGC に対する IPO 後最長5年間の規制適用の猶予の他に、②投資家に対する EGC の IPO 前後の情報提供の改善、③ IPO 時に株式を取得し2年以上保持している投資家へのキャピタルゲイン税率の低減適用、④その他、を提言している。

- 15) IPO Task Force の Michell 議長は、連邦議会下院小委 員会で SOX Act の Sec.404(b) が IPO の最大の障壁であ ると証言している (Coffee [2012] の注244)。この他 CCMR [2017] は、非上場と比較して上場した場合に、 ①四半期開示等の開示やコーポレート・ガバナンスの要 求により支配権が減少し、その結果、競争力の維持や資 本の効率的な分配に負の影響をもたらす、②クラスアク ション等の訴訟リスクが増加することを指摘している。
- 16) SOX Act の Sec.101により、SEC 監督下の非営利法人 として設置された監査法人の監督機関。
- 17) Rosset and Smith [2014] の分析対象期間は1978年 Q1から2013年Q1まで。同分析によると、VCの資金を 受けた会社のExit は、1996年時点でIPO が約70%で Acquisition が約30%であったが、2001年以降は約80%か ら90%近くが Acquisition となっている。日経新聞の経 済教室(2019年2月11日)によれば、米国のVCは平均 で10社に投資している。これら10社は10年以内に1社が IPO, 4社が買収され、3社が倒産等で消滅、残り2社 が非上場のままである。一方で、CCMR [2017] が指摘 するように中国企業の米国での IPO は増加している。 2014年のアリババ集団のニューヨーク証券取引所の IPO 時の資金調達額は250億ドルで史上最大の調達額(当時) であった。(2014年の IPO による総調達額の約27%を占 めた。) FT 紙によると、2007年、2010年、2018年は30社 以上の中国企業が米国で新規上場しており、2010年以降 のIPOによる調達資金の約30%が中国系企業である (Financial Times 紙「Mega-deals drive rise in fundraising from initial public offerings | 2018年12月26日)。
- 18) The 4Q 2018 PitchBook-NVCA Venture Monitor (https://nvca.org/research/venture-monitor/).
- 19) 上記 Venture Monitor によると、2018年の1件あたりの中央値は、IPOが3億4,800万ドルに対してM&A (Acquisition と Buyout) は1億500万ドル。
- 20) 1958年から2006年までの VC ファンドのパフォーマンスと Exit (IPO および M&A) の関係を推計した Smith et.al [2011] によれば、M&A のパフォーマンスへの寄与は IPO の 4 分の 3 であり、M&A は IPO に並ぶ重要なExit 戦略に位置づけられる。ただし筆者が別途行ったVC 関係者へのインタビューでは売上額が基準とされ、10億ドルの売上額を境として、10億ドル超は IPO を、10億ドル未満は M&A を Exit として選択する傾向にあるとの回答もあった。
- 21) 同調査によると、2018年時点で新興企業向け投資額の 約51%がCVCによる。また、近年は5,000万ドルを超え る投資が増加している。
- 22) ただし州当局は Notice Filing の要求および Filing Fee の徴収は可能。また、証券取引等に関する詐欺的行為に関しては取り締まる権限を維持している。
- 23) 現在では④の登録除外規定が追加されている。
- 24) NSMIA が定義する適格購入者は、①500万ドル以上の 投資を保有する個人、②500万ドル以上の投資を保有し、 2 名以上により直接的・間接的に所有される会社、③自 己勘定または他の適格購入者の勘定で裁量を有する2,500 万ドル以上の投資を保有する個人、④①から③までの者 が拠出し、受託者が決定権限を持つ信託、が該当する。

- SEC は2015年の Regulation A の見直し (Regulation A+) の際に、その Tier 2 における被申込者および購入者を適格購入者と定めている (Rule 256)。
- 25) 2018年の Economic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act の Sec.504により、適格 VC ファンド (Qualifying Venture Capital Fund、同法で定義) の場合は250名の条件が追加されている。
- 26) Obama 政権は、金融危機後の経済成長および雇用拡大の国家戦略として Startup America Initiative を公表した(2011年1月31日)。高い成長が期待されるスタートアップ企業の資本調達の促進策の他に、当該企業の株式を5年以上保持した場合のキャピタルゲイン課税の撤廃、起業家の育成、技術革新の促進策等が含まれている。より詳細な内容は「FACT SHEET: WHITE HOUSE LAUNCHES "STARTUP AMERICA" INITIATIVE」を参照願いたい。また、同政権下で2015年12月に成立した FAST Actは JOBS Act の Sec.102を修正し、EGC の IPO にかかる情報開示の簡素化を盛り込んでいる(いわゆる JOBS Act 2.0)。また、2018年7月17日(第115回連邦議会)に下院本会議を通過した JOBS and Investor Confidence Act は JOBS Act 3.0と呼称された(同回次では廃案)。
- 27) 自衛力認定投資家は、1933年 Securities Act の Sec. 2 (15) の定義に基づいて SEC の Rule 215で定められてい る。①連邦法により規定される銀行、貯蓄貸付組合、ブ ローカー・ディーラー、保険会社、投資会社、または500 万ドルを超える従業員給付制度, ②発行体の取締役員 (Director), 執行役員 (Executive Officer), ゼネラル・ パートナー。③単独または配偶者と合算した純資産が100 万ドルを超える、もしくは、直近の2年間で年収が20万 ドルを超え(配偶者との合算で30万ドル以上)当年にも 同程度の収入が見込める自然人, ④専門知識がある者に より運用される資産500万ドル超の信託、⑤総ての持分の 保有者が自衛力認定投資家である事業体、等が該当す る。ただし WSJ 紙によれば、米国の家計の87%は自衛力 認定投資家に該当しない(「Opportunities to Invest in Private Companies Grow」2018年9月24日)。この自衛 力認定投資家のカテゴリーは、長期にわたりインフレで 調整されず、投資家保護の観点から批判されていた。 2010年の DF 法は Sec.413で SEC に 4 年程度の間隔によ り自然人(個人)に適用される定義を見直すことを求め ている。直近では、2015年に SEC が自衛力認定投資家の 定義の見直しに関する報告書を公表している(SEC [2015])。
- 28) Regulation D は1933年 Securities Act に基づいて1982 年 3 月の最終規則で導入された SEC 規制。従来の Rule 506 (後述する Rule 506(b)) は自衛力認定投資家および 金融・ビジネスの専門知識を有する投資家に限定され、 私募発行において一般勧誘や一般広告は禁止されていた。
- 29) Rule 144A は1933年 Securities Act に基づき1990年に制定された SEC 規則であり、適格機関投資家に対する私募証券の転売規制を免除する規定である。私募流通市場の拡大に貢献したと指摘されている。ADR を通じて外国企業が利用するケースが多い。金融危機以前の米国私募市場での外国企業の証券発行は CCMR [2007] を参照。
- 30) この他 Sec.201(c) では、Rule 506で募集・売付される

- 私募証券に関して、単にオンライン・プラットフォーム 提供している業者はブローカー・ディーラーへの登録義 務の適用除外としている。
- 31) この Sec. 5 は、登録届出書および目論見書に関連する 禁止行為を明記している。当時の禁止行為は、①登録届 出書が有効となる前に目論見書を用いた証券の売付や売 付後の州をまたぐ通信・郵便・輸送の禁止、②目論見書 が要件を満たしていない、要件を満たす目論見書が添付 されていない等の場合に州をまたぐ通信・郵便・輸送の 禁止、③登録届出書の未提出等の場合に、州をまたぐ通 信・郵便・輸送の禁止。(現在では(d)(e)が追加され ている。) また、Sec.4(6) に追加された条件は①12ヶ 月間の売付総額が100万ドル以下、②売りつけた証券の総 額が、12ヶ月間で投資家の年収または純資産が10万ドル 未満の場合は2,000ドルまたは年収もしくは純資産の5% の相当額のいずれか大きい額を超えない。投資家の年収 または純資産が10万ドル以上の場合は、年収または純資 産の10%の相当額(上限は10万ドル)を超えないこと。 ③新設した Securities Act の Sec. 4 A(b) の要件を満た すブローカーまたはファンディング・ポータルを通じた 取引, ④発行体が Securities Act の Sec. 4 A(b) の要件 を満たすであり、これらの条件をすべて満たす発行体の 募集・売付は Sec. 5 の適用除外とする。
- 32) この他 JOBS Act の Sec.501は、1934年 Securities Exchange Act の Sec.12(g)(1)(証券の登録要件)が求める登録義務条件の(A)項を見直し、その登録基準を総資産が1,000万ドル(従来は100万ドル)を超え、かつある一種類以上の持分証券(適用除外証券を除く)の所有者が①2,000名以上、もしくは②自衛力認定投資家ではない500名以上(従来は単に750名以上)へと引き上げている。
- 33) データの引用元である Bauguess et al. [2018] と **Bau**guess, S. et al. [2015] および Ivanov, V. and S. Bauguess [2013] は、SEC の経済・リスク分析課のスタッフが公表した調査報告である。
- 34) SEC は2016年10月の最終規則で、Rule 504の上限を 100万ドルから500万ドルに引き上げるとともに (2017年 1月20日より有効)、Rule 505を廃止した。
- 35) JOBS Act に対応して、SEC は2013年7月の最終規則でRule 144Aの改正とともに、Regulation Dの Rule 506 に (c) 項を新設した。Rule 506(c) は同年9月23日から稼働。
- 36) GAO [2012] によれば、Regulation Dとは相対的に 1997年以降はRegulation A を用いた募集は顕著に減少し ている。
- 37) ただし、家計の年収や保有純資産額による投資金額に制限がある。例えば、年収が3万ドルもしくは資産額が10万5,000ドルの家計は2,200ドルであるが、年収が120万ドルもしくは保有資産が200万ドルの家計は10万7,000ドルまで投資が可能である。この他、同規制による取引はプラットフォーム等に限定される。
- 38) Forbes 誌「How Crowdfunding is Disrupting VCs」 (2018年6月10日) によれば、Reg. CF 導入後の最初の1 年間で335の発行体が総額で4,000万ドル超の資金を調達 し、2年目は927の発行体が総額で1億1,470万ドルを調

米国における資本形成の変遷:公開市場と私募市場 達している。

参考文献

- 金融商品取引法研究会 [2012] 『米国 JOBS 法による 証券規制の変革』研究記録第40号, 日本証券経 済研究所。
- 齋藤芳充・吉川浩史 [2017] 「米国で活発化する株式 投資型クラウドファンディング」『野村資本市場 クォータリー』野村資本市場研究所, Autumn, pp.68-86。
- 淵田康之 [2013]「リスクマネーの供給促進と投資者 保護」『野村資本市場クォータリー』野村資本市 場研究所, Autumn, pp.85-118。
- 若園智明 [2015] 『米国の金融規制変革』日本経済評 論社。
- 若園智明 [2018] 「ナショナル・マーケット・システムの再考」『経済志林』法政大学経済学部学会, 第85巻,第3号,pp.41-63。
- Bauguess, S. et al. [2015]," Capital Raising in the U.S.: An Analysis of the Market for Unregistered Securities Offerings, 2009–2014," U.S. Securities and Exchange Commission White Papers, October.
- Bauguess, S. et al. [2018]," Capital Raising in the U.S.: An Analysis of the Market for Unregistered Securities Offerings, 2009–2017," U.S. Securities and Exchange Commission White Papers, August.
- Bova, F. et al. [2014]," The Sarbanes-Oxley Act and Exit Strategies of Private Firms," *Contemporary Accounting Research*, Vol.31, Issue 3, pp.818-850.
- CCMR [2007], The competitive position of the U.S. public equity market, Committee on Capital Markets Regulation, December.
- CCMR [2017], U.S. public equity markets are stagnating, Committee on Capital Markets Regula-

- tion, April.
- CCMR [2018], Expanding opportunities for investors and retirees: private equity, Committee on Capital Markets Regulation, November.
- Coffee, J. [2012]," The political economy of Dodd-Frank: Why financial reform tends to be frustrated and systemic risk perpetuated," *The Regulatory Aftermath of the Global Financial Crisis*, Chapter 4, Cambridge University Press.
- Chaplinsky et al. [2017]," The JOBS Act and the Costs of Going Public," *Journal of Accounting Research*, Vol.55, Issue 4, pp.795–836.
- Dambra, M. et al. [2015]," The JOBS Act and IPO volume: Evidence that disclosure costs affect the IPO decision," *Journal of Financial Economics*, Vol.116, Issue 1, pp.121–143.
- Doidge, C. et al. [2013]," The US left behind? Financial globalization and the rise of IPOs outside the U.S.," *Journal of Financial Economics*, Vol.110, Issue 3, pp.546–573.
- Doidge, C. et al. [2017]," The U.S. listing gap," *Journal of Financial Economics*, Vol.123, Issue 3, pp.464-487.
- Ewens, M. and J. Farre-Mesa [2018]," The Deregulation of the Private Equity Markets and the Decline in IPOs," working paper, https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3017610.
- Fontenay, E. [2017]," The Deregulation of Private Capital and the Decline of the Public Company," *Hastings Law Journal*, Vol.68, Issue 3, pp.445-502.
- GAO [2012], Securities Regulation, Factors That May Affect Trends in Regulation A Offerings, GAO-12-839.
- Gao, X. et al. [2013]," Where have all the IPOs gone?," *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, Vol.48, Issue 6, pp.1663–1692.
- IPO Task Force [2011], Rebuilding the IPO On-

- Ramp, October.
- Iliev, P. [2010]," The Effect of SOX Section 404: Costs, Earnings Quality, and Stock Prices," *Journal of Finance*, Vol.65, No. 3, pp.1163–1196.
- Ivanov, V. and S. Bauguess [2013]," Capital Raising in the U.S.: An Analysis of Unregistered Offerings Using the Regulation D Exemption, 2009– 2012," U.S. Securities and Exchange Commission White Papers, July.
- Kale, K. and R. Stulz [2017]," Is the US Public Corporation in Trouble?," *Journal of Economic Perspectives*, Vol.31, No. 3, pp.67–88.
- Ritter, J. [2013]," Re-energizing the IPO market,"

- Restructuring to Speed Economic Recovery, Chapter 4, Brookings Press.
- Rosett, J. and R. Smith [2014]," Are Public Equity Markets Declining in Importance?," *Journal of Applied Finance*, Vol.24, No. 1, pp. 6-13.
- SEC [2015], Report on the Review of the Definition of "Accredited Investor", December.
- Smith, R. et al. [2011]," VC Fund Financial Performance: The Relative Importance of IPO and M&A Exits and Exercise of Abandonment Options," *Financial Management*, Vol.40, Issue 4, pp.1029–1065.

(当研究所主席研究員)